

事 務 連 絡
平成31年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部
各都道府県衛生主管部
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁救急企画室

救急安心センター事業(＃7119)の全国への普及促進について

平素より、救急行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

消防庁では、高齢化の進展等を背景に救急搬送件数がほぼ一貫して増加しており、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があることから、「救急安心センター事業(＃7119)の更なる取組の推進について(通知)」(平成28年3月31日付け消防救32号消防庁救急企画室長通知)のとおり、救急安心センター事業(＃7119)(以下「＃7119」という。)の全国への普及促進を進めているところです。

＃7119は、救急車の適正利用を促すことで、救急業務だけではなく、適切な医療の提供にも資するものであり、平成29年度救急業務のあり方に関する検討会では、医療機関の負担軽減や医療費の適正化など、＃7119が医療に及ぼす定量的な効果が見出されたところです。また、厚生労働省が開催した「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」においても、地域における適切な医療の提供に資する事業として位置付けられています。

本事業は、原則として都道府県単位で実施することとしているところですが、その際、救急搬送の適正化と同時に適切な医療の提供にも資する事業であることから、平成30年度救急業務のあり方に関する検討会報告書において、市町村だけでなく、都道府県も一定の財政負担をすることが適当であること等が提言されています。

つきましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)と連携し、＃7119の実施に向け、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

本事務連絡の内容につきましては、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

守谷理事官 海馬沢係長 西田事務官

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyukikaku@soumu.go.jp